

家財総合保険普通保険約款

家財総合保険普通保険約款 目次

第1章 総 則

- 第1条 (用語の定義)
- 第2条 (保険責任の始期および終期)
- 第3条 (保険金の支払限度額)

第2章 家財補償条項

- 第4条 (保険の対象の範囲)
- 第5条 (損害保険金を支払う場合)
- 第6条 (損害保険金の支払額)
- 第7条 (持ち出し家財保険金)
- 第8条 (臨時費用保険金)
- 第9条 (残存物取片づけ費用保険金)
- 第10条 (失火見舞費用保険金)
- 第11条 (仮住まい費用保険金)
- 第12条 (ドアロック交換費用保険金)
- 第13条 (ピッキング防止費用保険金)
- 第14条 (保険金を支払わない場合)
- 第15条 (損害保険金と費用保険金の関係)

第3章 事故発生および保険金請求の手続き

- 第16条 (事故の発生)
- 第17条 (損害防止義務および損害防止費用)
- 第18条 (保険金の請求権者)
- 第19条 (保険金の請求)
- 第20条 (保険金の支払時期)
- 第21条 (時効)
- 第22条 (保険金支払後の保険契約)
- 第23条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)
- 第24条 (保険金の削減払)
- 第25条 (代位)
- 第26条 (残存物および盗難品の帰属)

第4章 告知・通知・解除および保険料の返還等

- 第27条 (告知義務)
- 第28条 (告知義務違反による解除を行う場合)

- 第 29 条 (告知義務違反による解除を行わない場合)
- 第 30 条 (通知義務)
- 第 31 条 (保険の対象の調査)
- 第 32 条 (保険契約の内容の変更)
- 第 33 条 (保険契約の無効)
- 第 34 条 (保険契約の失効)
- 第 35 条 (保険契約の取消し)
- 第 36 条 (保険金額の調整)
- 第 37 条 (保険契約者による保険契約の解約)
- 第 38 条 (重大事由による解除)
- 第 39 条 (保険契約解除の効力)
- 第 40 条 (保険料の返還－解約または解除の場合)
- 第 41 条 (保険料の返還－無効または失効の場合)
- 第 42 条 (保険料の返還－取消しの場合)
- 第 43 条 (保険料の返還－保険金額の調整の場合)
- 第 44 条 (保険料の取扱－終了の場合)

第 5 章 更新・その他の事項

- 第 45 条 (保険契約の更新)
- 第 46 条 (更新時の保険料の増額または保険金額の減額)
- 第 47 条 (訴訟の提起)
- 第 48 条 (準拠法)

第1章 総 則

第1条 (用語の定義)

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の定義は次のとおりとします。

用語	定義
(1) 保険契約者	当会社にこの保険契約の申込みをする者であつて、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
(2) 被保険者	保険証券記載の住宅に居住する次の者をいいます。 ① 保険証券記載の被保険者 ② 生活の本拠として保険証券記載の住宅に①の被保険者と同居する者 (注) (注) 当会社と締結された他の保険契約における保険証券記載の被保険者である者は除きます。
(3) 親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
(4) 保険期間	この保険契約の契約期間をいい、保険証券に記載されます。
(5) 保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当会社が1回の事故に対して支払うべき保険金の限度額をいいます。
(6) 家財保険金額	保険証券に記載の家財保険金額をいいます。
(7) 保険の対象	この保険契約により補償される物としてこの保険契約で定めるものをいいます。
(8) 保険証券記載の住宅	被保険者が居住し、保険の対象が収容される保険証券記載の住宅をいい、これに付属する物置、車庫その他の付属建物を含み、専ら職務の用に供されている部分がある場合はその部分を除きます。
(9) 再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
(10) 時価額	損害が発生した時と場所における保険の対象の価額をいいます。
(11) 損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
(12) 破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
(13) 風災	台風、旋風、暴風、暴風雨等によって生じた事故をいいます。ただし、洪水、高潮等によって生じた事故を除きます。
(14) 雪災	豪雪、なだれ等によって生じた事故をいいます。ただし、融雪洪水によって生じた事故を除きます。
(15) 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によつ

	て生じた事故をいいます。
(16) 床上浸水	保険証券記載の住宅の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
(17) 給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
(18) 暴動	群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(19) 騒じょうおよびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
(20) 盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
(21) 通貨等	通貨および小切手をいいます。
(22) 預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
(23) 乗車券等	鉄道、船舶、航空機等の乗車船券、航空券、宿泊券、観光券、旅行券、定期券および回数券をいいます。ただし、プリペイドカードは含みません。
(24) 告知事項	危険に関する重要な事項（注）のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。 （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
(25) 他の保険契約等	この保険契約で保険金支払の対象とする損害と同一の損害を保険金支払の対象とする他の保険契約または共済契約をいいます。

第2条（保険責任の始期および終期）

（1）当会社の保険契約上の責任は、保険期間開始日の0時（注）に始まり、保険期間満了日の24時に終わります。

（注）保険証券に0時以外の時刻が記載されている場合はその時刻とします。

（2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（3）保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険金の支払限度額）

当会社が、1回の事故に対して支払う保険金の限度額は、第2章の規定にかかわらず、この普通保険約款およびこれに付帯される特約（注）のすべての保険金を合計して1,000万円とします。

（注）賠償責任補償特約を除きます。

第2章 家財補償条項

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、保険証券記載の住宅に収容され、かつ被保険者の所有する生活用の動産（家財）とします。
- (2) 次に掲げる物は、保険の対象には含まれません。
- ①船舶、航空機および自動車(注)ならびにこれらの付属品
 - ②通貨等、預貯金証書、乗車券等、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、有価証券、印紙、切手、商品券、チケット類その他これらに類する物
 - ③業務用の動産
 - ④貴金属・宝石・美術品等で1個または1組の時価額が30万円を超えるもの
 - ⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑥テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物
 - ⑦動物および植物
- (注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車(総排気量が125cc以下のものをいいます。)を除きます。
- (3) (2) ②の規定にかかわらず、通貨等、預貯金証書および乗車券等については、次条(1) ⑩に記載の盗難による損害については、生活用のものに限り、これらを保険の対象として取扱います。

第5条（損害保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事故による保険の対象の損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
- ①火災
 - ②落雷
 - ③破裂または爆発
 - ④風災、ひょう災または雪災。ただし、保険証券記載の住宅またはその窓、扉その他開口部が風災、ひょう災または雪災によって直接破損したために生じた損害に限ります。
 - ⑤保険証券記載の住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災または水災を除きます。
 - ⑥給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、水災による場合を除きます。
 - ⑦騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
 - ⑧水災による次のいずれかの損害
 - イ. 保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じたとき
 - ロ. 前イ. に該当しない場合において、保険証券記載の住宅が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ったとき
 - ⑨盗難による盗取、き損または汚損。ただし、通貨等、預貯金証書、乗車券等の盗難を除きます。

⑩通貨等、預貯金証書、乗車券等の盗難

(2) (1) ⑨および⑩の盗難に対する損害保険金の支払いは、保険契約者または被保険者が盗難の発生を知った後ただちに警察署あてに盗難被害の届出をし、受理されたことを条件とし、(1) ⑩の盗難のうち、小切手、預貯金証書および乗車券等の盗難については、さらに次に掲げる事実のすべてがあったことを条件とします。

①小切手

イ. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知(注1)し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。

ロ. 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。

②預貯金証書

イ. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。

ロ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。(注2)

③乗車券等

・ 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちにその運輸機関(宿泊券の場合はその宿泊施設)または発行者に届出をしたこと。

(注1) 被保険者が振出人である場合を除きます。

(注2) 現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合も含みます。

第6条(損害保険金の支払額)

(1) 当社は、保険の対象の再調達価額(注1)によって定めた損害の額(注2)を前条(1)の損害保険金として支払います。ただし、1回の事故につき家財保険金額を限度とします。

(注1) 貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。

(注2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は損害の額に含まれるものとします。

(2) (1)の規定にかかわらず、前条(1)⑨の盗難の事故の場合の損害保険金の支払額は、1回の事故につき100万円を限度とします。

(3) (1)の規定にかかわらず、前条(1)⑩の通貨等、預貯金証書、乗車券等の盗難の事故の場合の損害保険金の支払額は、1回の事故につき次の金額を限度とします。

①通貨等：20万円

②預貯金証書：200万円

③乗車券等：5万円

第7条(持ち出し家財保険金)

(1) 当社は、日本国内の他の建築物(注1)内において持ち出し家財(注2)に、第5条(損害保険金を支払う場合)(1)①から⑨までの事故によって損害が生じたときに持ち出し家財保険金を支払います。

(注1) アーケード、地下道等専ら通路に利用されるものを除きます。

(注2) 被保険者によって保険証券記載の住宅から一時的に持ち出された保険の対象をいいます。

(2) 当社は、持ち出し家財の再調達価額(注1)によって定めた損害の額(注2)を(1)の持ち出し家財保険金として支払います。ただし、1回の事故につき100万円または家財保険金額の20%のいずれか低い額を限度とします。

(注1) 貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。

(注2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は損害の額に含まれるものとします。

第8条(臨時費用保険金)

当社は、第5条(損害保険金を支払う場合)(1)①から⑧までの事故により損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたために臨時に生ずる費用に対して、損害保険金の30%に相当する額を臨時費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、100万円を限度とします。

第9条(残存物取片づけ費用保険金)

当社は、第5条(損害保険金を支払う場合)(1)①から⑧までの事故により損害保険金が支払われる場合において、被保険者が損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(注)を支出したときに、被保険者が実際に支出した取片づけ費用の額を残存物取片づけ費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、損害保険金の10%に相当する額を限度とします。

(注) 取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。

第10条(失火見舞費用保険金)

(1) 当社は、第5条(損害保険金を支払う場合)(1)①または③の事故により損害保険金が支払われる場合において、次の①の事故によって②の損害が生じたときに、失火見舞費用保険金を支払います。

① 保険証券記載の住宅から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(注1)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。

② 第三者の所有物(注2)の滅失、き損または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

(注1) 区分所有建物の共用部分を含みます。

(注2) 動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する構内にあ
るものに限りま

(2) 当社が、(1)の失火見舞費用保険金として支払うべき額は、損害が生じた被災世帯の数に20万円を乗じて得た額とします。ただし、1回の事故につき、家財保険金額の20%に相当する額または100万円のいずれか低い額を限度とします。

第11条(仮住まい費用保険金)

(1) 当社は、第5条(損害保険金を支払う場合)(1)の事故により損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険証券記載の住宅が半損以上(注1)の損害を受け、保険証券記載の住

宅に居住できなくなった結果として、被保険者が負担した宿泊費用および賃貸住宅を新たに賃借する費用に対して、仮住まい費用保険金を支払います。ただし、事故日から1か月以内に発生した次の費用に限ります。

①宿泊施設の宿泊料（注2）

②新たに賃借する賃貸住宅の賃貸借契約にかかわる諸費用（注3）

③保険証券記載の住宅から新たに賃借する賃貸住宅または宿泊施設へ保険の対象を運送するために要した費用

（注1）保険証券記載の住宅の主要構造部の損害の額がその再調達価額の20%以上となった場合または保険証券記載の住宅の損害を被った部分の床面積の延床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。

（注2）食事代等の宿泊に付随する費用は除きます。

（注3）礼金および仲介手数料を含み、家賃、共益費および敷金、保証金その他賃貸借契約終了時に返還される一時金を除きます。

（2）当社が、（1）の仮住まい費用保険金として支払うべき額は、被保険者が実際に支出した仮住まい費用の額とします。ただし、1回の事故につき、30万円を限度とします。

第12条（ドアロック交換費用保険金）

当社は、保険証券記載の住宅の玄関ドアの鍵が盗難に遭った場合（注1）において、被保険者がドアロック（注2）の交換費用を支出したときに、被保険者が実際に支出した費用の額をドアロック交換費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、3万円を限度とします。

（注1）保険契約者または被保険者が盗難の発生を知った後ただちに警察署あてに盗難被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

（注2）ドアの錠をいいます。以下、同様とします。

第13条（ピッキング防止費用保険金）

当社は、保険証券記載の住宅の玄関ドアのドアロックがピッキングにより開錠された場合またはいたずら等により破損した場合（注）において、被保険者がドアロックの交換費用または防犯装置の設置費用を支出したときに、被保険者が実際に支出した費用の額をピッキング防止費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、3万円を限度とします。

（注）故意にドアロックの機能を喪失または阻害させる行為が行われた場合をいい、保険契約者または被保険者が損害の発生を知った後ただちに警察署あてに被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

第14条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、本条項の保険金（注）を支払いません。

①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。

②①に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者

が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

- ③保険契約者または被保険者の所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触
 - ④第5条（損害保険金を支払う場合）（1）①から⑧までの事故の際における保険の対象の紛失または盗難
 - ⑤保険の対象が屋外にある間に生じた事故。ただし、保険証券記載の住宅に併設される専用駐輪場または保険証券記載の住宅が一戸建の場合の敷地内に收容される自転車の盗難を除きます。
 - ⑥戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波。
 - ⑧核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑨前⑧以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑩前⑥から⑨までの事由に伴う秩序の混乱
 - ⑪前⑥から⑨までの事由によって発生した事故の延焼または拡大。
 - ⑫発生原因が何であるかにかかわらず、第5条（損害保険金を支払う場合）（1）の事故の前⑥から⑨までの事由による延焼または拡大
- (注) 損害保険金、持ち出し家財保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、仮住まい費用保険金、ドアロック交換費用保険金およびピッキング防止費用保険金をいいます。以下、同様とします。

第15条（損害保険金と費用保険金の関係）

当会社は、1回の事故について支払われるべき第5条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金と費用保険金(注)との合計額が家財保険金額を超える場合でも、保険金を支払います。

(注) 臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、仮住まい費用保険金、ドアロック交換費用保険金およびピッキング防止費用保険金をいいます。

第3章 事故発生および保険金請求の手続き

第16条（事故の発生）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故または損害が発生したことを知った場合は、その内容ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) (1)の事故が盗難である場合は、保険契約者または被保険者は、被害を所轄警察署にただちに通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、他人から損害の賠償または金融機関からの補償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとらなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）から（3）までの義務を履行しなかった

場合は、当社は、(1) または (2) の場合はそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払うものとし、(3) の場合は賠償または補償を受けることができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

(5) 当社は、事故または損害が発生した場合は次のことを行うことができます。

- ① 保険の対象、保険証券記載の住宅または敷地内を調査すること。
- ② 被保険者の所有物の全部または一部を一時他に移転すること。
- ③ 被保険者に代わって損害賠償責任の解決に当たること。

(6) (5) ③の遂行について、被保険者は、当社の求めに応じ、当社に協力しなければなりません。被保険者が、正当な理由がなく協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害を差し引いて保険金を支払います。

第 17 条 (損害防止義務および損害防止費用)

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が、第 5 条 (損害保険金を支払う場合) (1) の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合において、第 14 条 (保険金を支払わない場合) に掲げる事由に該当しないときおよび第 2 条 (保険責任の始期および終期) (3) の規定が適用されないときは、当社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。この場合において、当社が負担する負担金と他の保険金の合計額が家財保険金額を超えるときでも、これを負担します。

- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- ② 消火活動に使用したことにより損傷した物 (注 1) の修理費用または再取得費用
- ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用 (注 2)

(注 1) 消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(注 2) 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく (1) の義務を履行しなかった場合は、当社は、損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

(4) 第 23 条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) の規定は、(2) に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第 23 条 (2) の規定中「別表に掲げる支払限度額」とあるのは「第 17 条 (損害防止義務および損害防止費用) (2) によって当社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。

第 18 条 (保険金の請求権者)

当社に対して保険金の請求をすることができる者は次の者としします。

- ① 被保険者
- ② 被保険者が死亡した場合には、その法定相続人 (注)

(注) 法定相続人が複数存在している場合には、法定相続人間の協議により代表者 1 名を選任し、その代表者が他の法定相続人を代表して当社に対する保険金の請求手続きをすることとします。

第 19 条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、保険金支払の対象となる損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- （2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ①保険金請求書
 - ②損害見積書またはこれに代わるべき書類
 - ③盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ④その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- （3）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （4）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合または（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 20 条（保険金の支払時期）

- （1）当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ①保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ②保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、保険の対象の再調達価額または時価額および事故と損害との関係
 - ④保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注）被保険者が前条（2）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （2）（1）に規定する確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注 1）からその日を含めて次に掲げる日数（注 2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①災害救助法が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日

②（１）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90 日

③（１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３） 180 日

④（１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

（注１）被保険者が前条（２）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

（４）被保険者から保険金の内払の請求がある場合で、当社が承認したときに限り、当社の定める方法により保険金の内払を行います。

（５）保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第 21 条（時効）

保険金請求権は、第 19 条（保険金の請求）（１）に定める時（注）の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

（注）この普通保険約款に付帯される特約の保険金で、その特約においてこれと異なる保険金請求権の発生時期が定められている場合は、その時とします。

第 22 条（保険金支払後の保険契約）

（１）損害保険金の支払額が、1 回の事故につき家財保険金額に達した場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

（２）家財保険金額が保険の対象の再調達価額（注）を超える場合は、（１）の家財保険金額は保険の対象の再調達価額（注）とします。

（注）貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。

（３）（１）の場合を除き、当社が保険金を支払った場合には、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

第 23 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（１）この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、当社は、他の保険契約等がないものとして算出した額を保険金として支払います。

（２）他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われるまたは支払

われた場合は、当社は、別表に掲げる支払限度額から他の保険契約等から支払われるまたは支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額を保険金として支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第24条（保険金の削減払）

- (1) 当社は、巨大災害等が発生した結果、当社の事業収支が著しく悪化した場合は、当社の定めるところにより、保険金の削減払を行うことがあります。
- (2) (1) の削減払を行う場合は、保険契約者に対し書面によりその旨を通知するものとします。

第25条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ①当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ②①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第26条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、回収に要した費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払った場合は、その保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権は、保険金の保険の対象の再調達価額（注）に対する割合によって、当社に移転します。

（注）貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。
- (4) (3) の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（注）を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

（注）保険の対象の回収に要した費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第4章 告知・通知・解除および保険料の返還等

第27条（告知義務）

- （1）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- （2）（1）の場合において、当社が特に必要と認めたときは、事実の調査をすることができます。

第28条（告知義務違反による解除を行う場合）

- （1）当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （2）（1）の規定による解除が保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第39条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- （3）（2）の規定は、（1）に規定する事実に基づかずに発生した損害については適用しません。

第29条（告知義務違反による解除を行わない場合）

前条（1）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ①前条（1）に規定する事実がなくなった場合
- ②当社が保険契約締結の際、前条（1）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
- ③保険契約者または被保険者が、損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④当社が、前条（1）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

（注）当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第30条（通知義務）

- （1）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
 - ①保険証券記載の住宅の用途を変更したこと
 - ②保険証券記載の住宅に被保険者が居住しなくなったこと
 - ③保険契約者が保険契約申込書に記載した住所または通知先を変更したこと
 - ④保険の対象の全部が滅失したこと

⑤①から④のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- （２）（１）の事実の発生によってこの保険契約の引受範囲を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （３）（２）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第 39 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除の原因となった事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第 31 条（保険の対象の調査）

当社は、いつでも保険の対象または保険証券記載の住宅もしくは敷地内を調査することができます。

第 32 条（保険契約の内容の変更）

- （１）保険契約者は、当社に対する書面による通知および当社の承認をもって、保険証券記載の住宅を変更することができます。ただし、変更後の内容がこの保険契約の引受範囲を超えない場合に限ります。
- （２）当社は、事故が当社の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、当社の定めるところにより、保険期間の中途において保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- （３）（２）の保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、保険契約者に対し書面によりその旨を通知するものとします。
- （４）当社は、（３）の通知を行う前に生じた事故による保険金については（２）の保険金額の減額は行いません。

第 33 条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第 34 条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、保険の対象の全部が滅失した場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。ただし、第 22 条（保険金支払後の保険契約）（１）の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

第 35 条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第 36 条（保険金額の調整）

（1）保険契約締結の際、家財保険金額が保険の対象の再調達価額（注）を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

（注）貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。

（2）保険契約締結の後、保険の対象の再調達価額（注）が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、家財保険金額について、減少後の保険の対象の再調達価額（注）に至るまでの減額を請求することができます。

（注）貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。

第 37 条（保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を将来に向かって解約することができます。

第 38 条（重大事由による解除）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

②被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または被保険者が次のいずれかに該当するとき。

イ．反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

ロ．反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ハ．反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

ニ．法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

ホ．その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（2）（1）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、（1）①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（3）保険契約者または被保険者が（1）③に該当することにより、解除がなされた場合においても、

解除がなされる前に生じた次の①および②の損害に対しては（２）の規定を適用しません。

①（１）③のイ．からホ．までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

②（１）③のイ．からホ．までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第 39 条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第 40 条（保険料の返還—解約または解除の場合）

（１）第 37 条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合には、当社は、次の算式により算出した額（注 1）を返還します。

返還保険料 = 保険料 × 保険期間開始日から解約日までの既経過月数（注 2）に応じた保険証券記載の保険料返戻率表に記載の割合

（注 1）10 円未満は四捨五入し、10 円位とします。

（注 2）月数の計算における 1 か月未満の端数は、1 か月に切り上げるものとします。

（２）（１）の規定にかかわらず、保険契約者がこの保険契約を解約した後に同一の保険証券記載の住宅について新たに保険契約を締結する場合には、当社は、次の算式により算出した額（注 1）を返還します。

返還保険料 = 保険料 ×
$$\frac{\text{保険期間（月数）} - \text{保険期間開始日から解約日までの月数（注 2）}}{\text{保険期間（月数）}}$$

（注 1）10 円未満は四捨五入し、10 円位とします。

（注 2）月数の計算における 1 か月未満の端数は、1 か月に切り上げます。

（３）第 28 条（告知義務違反による解除を行う場合）（１）、第 30 条（通知義務）（２）または第 38 条（重大事由による解除）（１）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、次の算式により算出した額（注 1）を返還します。

返還保険料 = 保険料 ×
$$\frac{\text{保険期間（月数）} - \text{保険期間開始日から解除日までの月数（注 2）}}{\text{保険期間（月数）}}$$

（注 1）10 円未満は四捨五入し、10 円位とします。

（注 2）月数の計算における 1 か月未満の端数は、1 か月に切り上げます。

第 41 条（保険料の返還—無効または失効の場合）

（１）第 33 条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。

（２）保険契約が失効となる場合には、当社は、前条（３）の規定を準用して保険料を返還します。

第 42 条（保険料の返還－取消しの場合）

第 35 条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第 43 条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

- (1) 第 36 条（保険金額の調整）(1) の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡って、この保険契約の保険料と取消し後の保険契約に適用される保険料との差額を返還します。
- (2) 第 36 条（保険金額の調整）(2) の規定により、保険契約者が家財保険金額の減額を請求した場合には、当社は、次の算式により算出した額（注 1）を返還します。

$$\text{返還保険料} = \frac{(\text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料}) \times \text{保険期間 (月数)} - \text{保険期間開始日から請求日までの月数 (注 2)}}{\text{保険期間 (月数)}}$$

(注 1) 10 円未満は四捨五入し、10 円位とします。

(注 2) 月数の計算における 1 か月未満の端数は、1 か月に切り上げるものとします。

第 44 条（保険料の取扱－終了の場合）

第 22 条（保険金支払後の保険契約）(1) の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。

第 5 章 更新・その他の事項

第 45 条（保険契約の更新）

- (1) 当社は、保険期間満了日の 2 か月前までに、保険契約者に対し更新契約の内容を通知するものとします。
- (2) 保険期間満了日の 1 か月前までに、保険契約者から更新しない旨の申し出がない場合は、(1) の更新契約の内容により保険契約を更新するものとします。
- (3) (2) の規定にかかわらず、更新契約の保険料の払込期日（更新前契約の保険期間満了日の属する月の翌月の応当日とします。）までに更新契約にかかる保険料の支払がない場合は、当社は、この保険契約の更新を行わないものとします。
- (4) (3) の払込期日までに更新契約の保険料が払い込まれた場合には、第 2 条（保険責任の始期および終期）(3) の保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定は適用しません。

第 46 条（更新時の保険料の増額または保険金額の減額）

- (1) 当社は、この保険が不採算となり、この保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす事情が発生したと認めた場合には、当社の定めるところにより、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

(2)(1)の更新時における保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、当社は、保険契約者に対し保険期間満了日の2か月前までに書面によりその内容を通知します。

第47条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第48条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令によるものとします。

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額(この保険契約と他の保険契約等の合計限度額)	
1	第5条(損害保険金を支払う場合) (1)①から⑧の事故による損害保険金	損害の額	
2	第5条(損害保険金を支払う場合) (1)⑨の事故による損害保険金	1回の事故につき、100万円(他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額) または損害の額のいずれか低い額	
3	第5条(損害保険金を支払う場合) (1)⑩の事故による損害保険金	①通貨等	1回の事故につき、20万円(他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額) または損害の額のいずれか低い額
		②預貯金証書	1回の事故につき、200万円(他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額) または損害の額のいずれか低い額
		③乗車券等	1回の事故につき、5万円(他の保険契約等に、限度額が5万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額) または損害の額のいずれか低い額
4	第7条(持ち出し家財保険金)の持ち出し家財保険金	損害の額	
5	第8条(臨時費用保険金)の臨時費用保険金	1回の事故につき、100万円(他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)	
6	第9条(残存物取片づけ費用保険金)の残存物取片づけ費用保険金	残存物の取片づけに必要な費用の額	
7	第10条(失火見舞費用保険金)の失火見舞費用保険金	1回の事故につき、20万円(他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがあるときは、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額)に被災世帯の数を乗じて得た額	
8	第11条(仮住まい費用保険金)の仮住まい費用保険金	1回の事故につき、30万円(他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額) または損害の額のいずれか低い額	
9	第12条(ドアロック交換費用保険金)のドアロック交換費用保険金	1回の事故につき、3万円(他の保険契約等に、限度額が3万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額) または損害の額のいずれか低い額	
10	第13条の(ピッキング防止費用保険金)ピッキング防止費用保険金	1回の事故につき、3万円(他の保険契約等に、限度額が3万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額) または損害の額のいずれか低い額	